

上尾市総合評価方式活用ガイドライン



第14版

(令和5年7月以降に公告する案件に適用)

目次

1 総合評価落札方式の概要・意義等	1
(1) 総合評価方式の概要・意義	1
(2) ガイドラインの位置付け	1
2 総合評価方式の実施方針	4
(1) 総合評価方式の対象	4
(2) 総合評価方式の実施工事選定基準	4
3 総合評価方式の体系	5
(1) 技術提案型	5
ア Aタイプ	5
イ Bタイプ	5
(2) 簡易型	5
ア 評価項目選択型	5
イ 標準パッケージ	5
a 土木Ⅰ型	5
b 土木Ⅱ型	5
c 建築型	5
d 設備型	5
4 標準的な実施手順	6
(1) 総合評価方式の採点方法	6
ア 発注者採点方式	6
イ 自己採点併用発注者採点方式	6
ウ 自己採点方式	6
(2) 総合評価方式の実施フロー	8
ア 発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合	8
イ 自己採点併用発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合	9
ウ 自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合	10
5 評価項目・配点等	11
(1) 評価項目一覧表	11
(2) 評価項目・配点等に係る注意事項	12
ア 評価項目	12
イ 配点	12
ウ その他	12
(3) 評価項目（技術提案型・簡易型共通）	13
ア 企業の技術能力	13
ア（ア）工事成績評定	13
ア（イ）施工実績	14
イ 企業の社会的貢献度	15
イ（ア）災害防止活動等の協定	15
イ（イ）災害防止活動等の実績	15
ウ 配置予定技術者の技術能力	16
ウ（ア）工事成績評定	16
ウ（イ）施工経験	18
エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】	19

エ（ア）～（エ）工程管理の適切性ほか	19
オ 定量的技術提案【技術提案型Bタイプに適用】	21
オ（ア）技術提案	21
オ（イ）技術提案を実現するための方法	22
カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）	23
カ（ア）～（ウ）入札参加停止措置ほか	23
キ 企業の技術能力	24
キ（ア）新製品・新技術の活用	24
キ（イ）優秀工事表彰	25
キ（ウ）ISO9001の取得	25
キ（エ）登録基幹技能者の配置	25
キ（オ）労働災害防止対策	27
ク 配置予定技術者の技術能力	27
ク（ア）～（ウ）技術者の専門技術力（ヒアリング）ほか	27
ク（エ）保有する資格	28
ク（オ）優秀技術者表彰	28
ク（カ）継続教育（CPD）への取組	28
ケ 企業の地域精通度	30
ケ（ア）地理的条件	30
コ 企業の社会的貢献度	30
コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	30
コ（イ）除雪実績	30
コ（ウ）障害者雇用	31
コ（エ）CO ₂ 削減対策	31
コ（オ）SDGsへの取組	31
サ 担い手確保・育成に関する取組	32
サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績	32
サ（イ）多様な働き方実践企業の認定	32
サ（ウ）4週8休を確保した工事实績	33
シ 生産性の向上	33
シ（ア）ICT活用工事の実施	33
ス その他	33
ス（ア）市内下請の選定	33
ス（イ）建設資材県産品の選定	34
6 提出を求める技術資料の内容の明示	35
7 技術評価	36
(1) 技術資料の記載事項の確認	36
(2) 評価値の算出	36
ア 評価値の計算方法	36
（ア）除算方式	36
イ 加算点又は技術評価点の算出	37
ウ 不適正な事項に対する措置	38
エ 評価値の決定	38

8 落札者候補者の決定方法等	40
(1) 落札候補者の決定.....	40
(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合.....	40
(3) 配置予定技術者の配置不可通知.....	41
(4) 落札者の決定.....	42
9 履行確認.....	43
10 ペナルティの設定.....	43
(1) 技術資料の内容の不履行.....	43
(2) 技術資料の虚偽記載.....	43
11 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）.....	44
12 総合評価方式に係る公表等.....	45
(1) 技術提案に関する機密の保持.....	45
(2) 情報提供.....	45
ア 入札前.....	45
イ 落札者決定後.....	45
13 その他.....	46
14 様式.....	46

I 総合評価落札方式の概要・意義等

(1) 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」と言う。）が平成17年4月1日に施行された（令和元年6月14日改正）。この法律では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、公共工事の品質確保のため、本市においては平成21年度から総合評価方式の入札を実施している。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行なわれることで、談合が行なわれにくい環境が整備されることも期待される。

平成26年6月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保、建設機械の保有、さらに災害時における工事の実施体制の確保がうたわれ、これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮することが必要となっている。

また、令和元年6月の品確法改正では、災害時の緊急対応の強化充実、働き方改革への対応や生産性向上への取組みなどが公共工事の受注者と発注者の基本的な責務とされた。

(2) ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、本市が施行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたものである。

なお、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札説明書等に定めるものとする。

【用語の定義】

総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式

県・市

埼玉県・上尾市

過去〇〇年度間

本ガイドラインにおける「今年度」及び「過去〇年度間」は、次のとおりとする。

今年度・・・・・・・・・・公告日の属する年度

以下、公告日が令和5年7月～令和6年6月の場合

過去 1年度間・・・・・・・・令和4年度

過去 2年度間・・・・・・・・令和3年度～令和4年度

過去 3年度間・・・・・・・・令和2年度～令和4年度

過去 4年度間・・・・・・・・平成31年度～令和4年度

過去 5年度間・・・・・・・・平成30年度～令和4年度

過去 10年度間・・・・・・・・平成25年度～令和4年度

過去 15年度間・・・・・・・・平成20年度～令和4年度

公共工事

次のいずれかが発注する工事。

- (1) 国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む。）
- (2) 地方公共団体
- (3) 県が出資する指定出資法人
- (4) 日本下水道事業団

建築工事等

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する建築関係工事。

配置予定技術者

当該工事現場の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置を予定する者で、工場製作を含む工事の工場製作を管理する技術者を除く。

配置技術者

配置予定技術者として技術資料に記載した者から、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置された者。

業種（29業種）

建設業法に定められた、建設業許可の区分

29業種：土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

市発注工事

上尾市の発注工事とする。

本店

「上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登載された本店。個人にあっては住民票上の住所、法人にあっては登記上の本店の所在地をいう。

ただし、建設工事の請負にあっては、主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、主たるものをいう）の所在地をいう。

市内業者

市内に本店を有する業者

閉庁日

「上尾市の休日定める条例」に基づく市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日）。

提案部分

評価項目「エ 定性的技術提案」及び「オ 定量的技術提案」に係る部分

簡易部分

提案部分以外の評価項目に係る部分

入札参加者

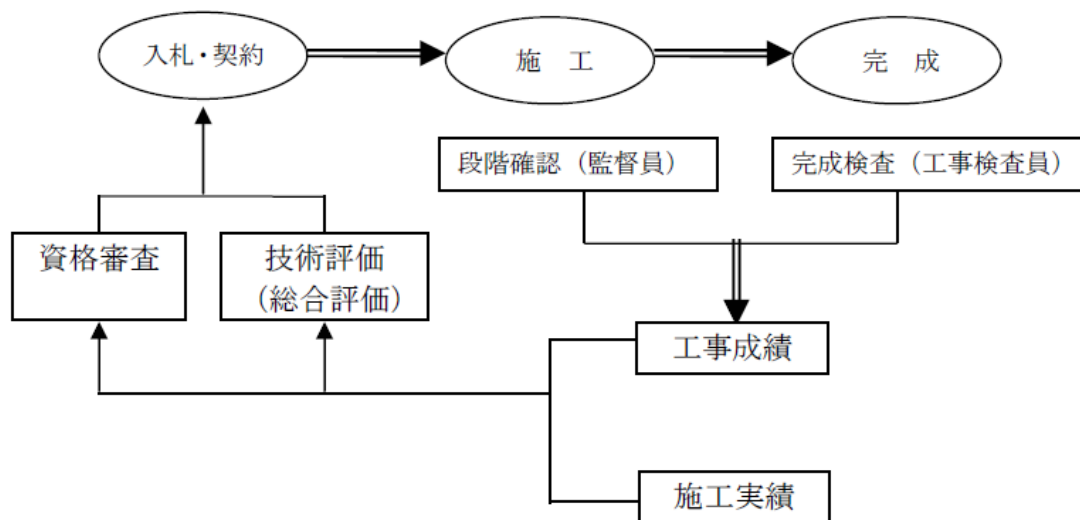
入札公告に記載されている「入札に参加する者に必要な資格」を満たした上で、当該入札に参加する者

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつながる「良い循環」が生まれる効果がある。

そこで、いかにこの良い循環を維持することが出来るかが、総合評価方式の運用に当たり重要である。



工事の品質を表す指標として、工事成績評定がある。

各都道府県における総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かる。

このような状況に鑑み、全ての工事の中から総合評価方式としてふさわしい工事において適用することとした。

(1) 総合評価方式の対象

原則として、設計金額（税込）10,000千円以上の一般競争入札で実施する工事から選定する。

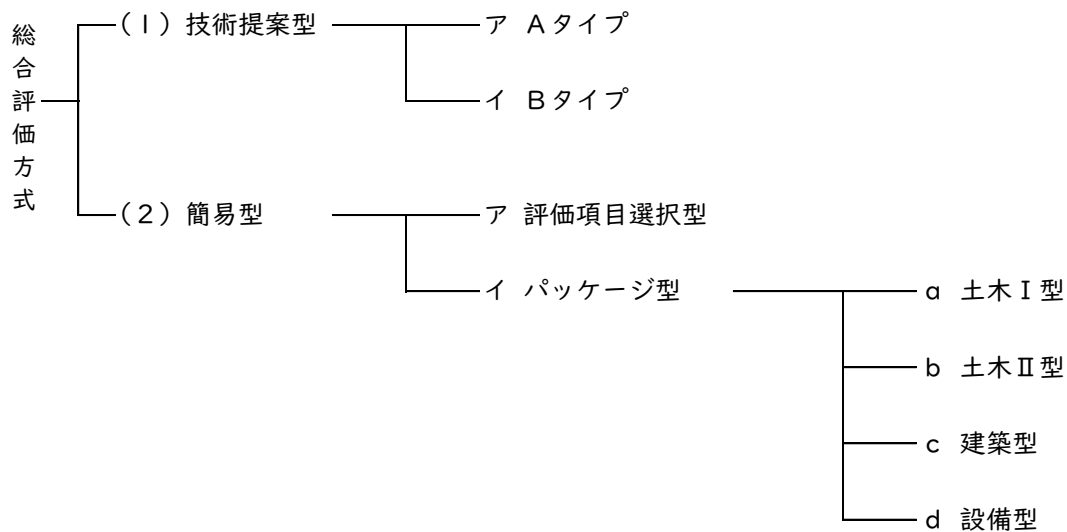
(2) 総合評価方式の実施工事選定基準

総合評価方式を実施する工事は、品確法の趣旨を踏まえ総合評価方式にふさわしい工事に対して活用するものとする。

なお、工事目的物そのものや、工事実施段階における工事の効率性、安全性、環境への配慮等について、高いレベルが求められる大型工事においては、積極的に総合評価方式を活用し、技術提案を求めるものとする。

3 総合評価方式の体系

総合評価方式の体系は、以下のとおりとし、いずれかの型を選択する。



(1) 技術提案型

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事に適用する型

ア Aタイプ

コンクリート等の品質向上や安全の確保など、工夫の優劣を数値で比較できない（又は比較することが困難である）定性的な技術提案を求める工事に適用する。

イ Bタイプ

騒音の大きさや交通規制の日数など、工夫の優劣を数値で比較できる定量的な技術提案を求める工事に適用する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工事成績評定や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を評価する型

ア 評価項目選択型

必要な評価項目を選択できる簡易型の型

イ 標準パッケージ

工事規模に応じて、施工実績や地域精通度のほか、技術能力や社会貢献等を考慮し、あらかじめ複数の標準的な評価項目をパッケージ化したもの。

a 土木Ⅰ型

比較的大規模な土木工事（舗装工事等を含む）に適用する。

b 土木Ⅱ型

中小規模の土木工事（舗装工事等を含む）に適用する。

c 建築型

建築工事に適用する。

d 設備型

設備工事に適用する。

4 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

総合評価方式における採点方法は、以下のとおりとする。

ア 発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する方法。技術提案型の場合に適用する。なお、簡易型にも適用することができる。

イ 自己採点併用発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に簡易部分の自己採点申請書及び技術資料（提案部分）を求める。開札後に、自己採点結果、技術資料（提案部分）の評価結果及び開札結果を踏まえ落札候補者を決定し、落札候補者のみ技術資料（簡易部分）を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。技術提案型に適用する。

ウ 自己採点方式

開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、自己採点結果と開札結果による評価値で決定した落札候補者のみに技術資料を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。簡易型の場合に適用する。

【補 則】

○採点方法の手順

ア 発注者採点方式

- ① 入札参加者は、入札前の定められた期日までに「技術資料」を提出する。
- ② 発注者は「技術資料」を評価し技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格（税抜）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていれば、その者を落札者とする。

イ 自己採点併用発注者採点方式

- ① 入札参加者は、入札前の定められた期日までに簡易部分の「自己採点申請書」と「技術資料（提案部分）」を提出する。
- ② 発注者は、「技術資料（提案部分）」を評価し、簡易部分の「自己採点」（確認後の値）を加え技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格（税抜）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者とする。
- ④ 発注者は、落札候補者に「技術資料（簡易部分）」の提出を求め、これを評価し、評価値を確定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。
- ⑤ 落札候補者が入札参加条件を満たしていない場合、又は、④により評価値の順位が

入れ替わった場合は、失格となった者を除き、新たに評価値が最も高い者を落札候補者とする。

- ⑥ ④、⑤を繰り返すことにより、入札参加条件を満たし、かつ評価値が最も高い者を確定し、この者を落札者とする。

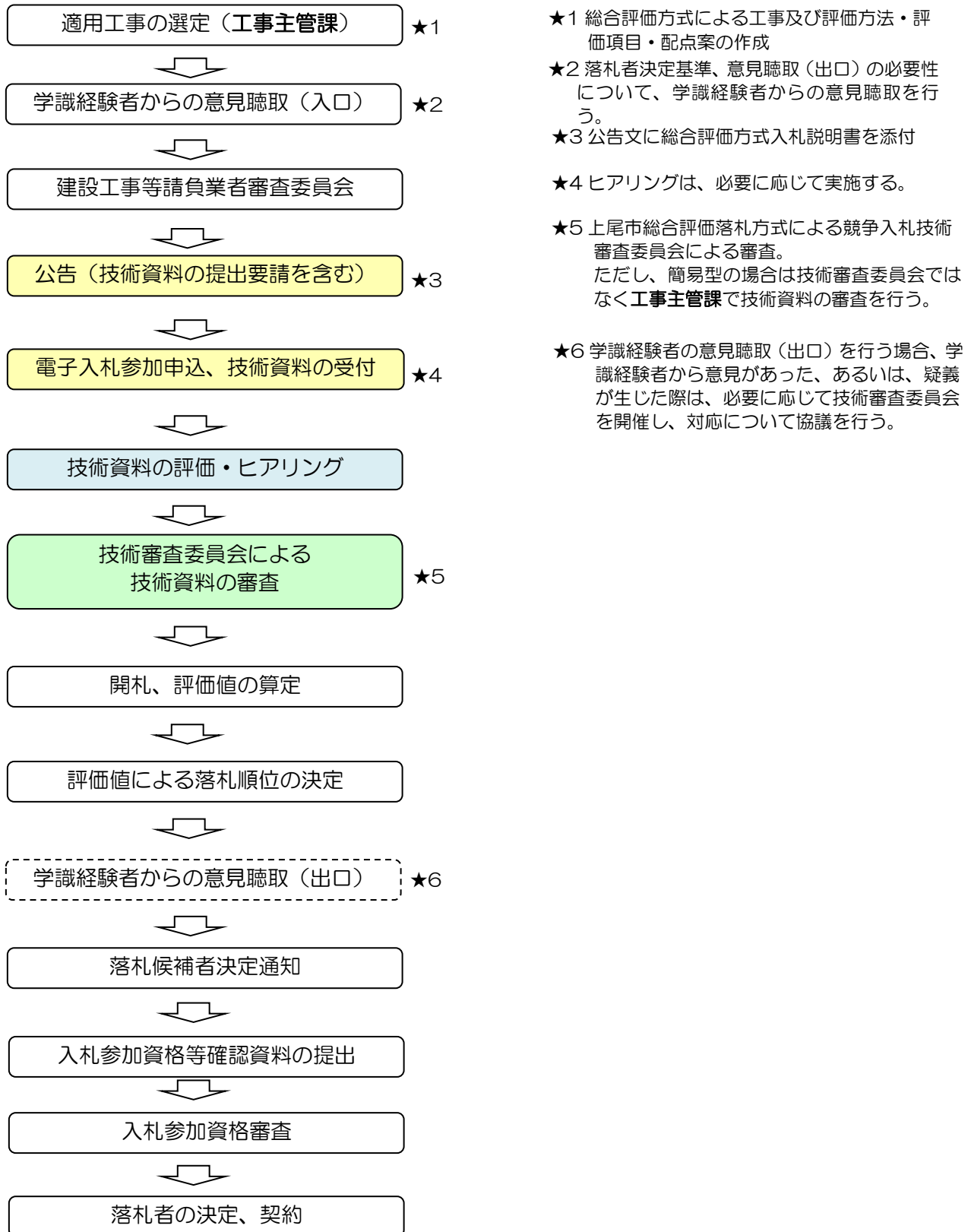
ウ 自己採点方式

- ① 入札参加者は、入札時に「自己採点申請書」を提出する。
- ② 発注者は、「入札価格（税抜）」とこの申請書に記載された「自己採点」（確認後の値）により評価値を算出し、最も高い者を落札候補者として決定する。
- ③ 発注者は、落札候補者に「技術資料」の提出を求め、これを評価し、評価値を確定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていない場合、又は、③により評価値の順位が入れ替わった場合は、失格となった者を除き、新たに評価値最も高い者を落札候補者とする。
- ⑤ ③、④を繰り返すことにより、入札参加条件を満たし、かつ評価値が最も高い者を確定し、この者を落札者とする。

(2) 総合評価方式の実施フロー

総合評価方式の実施フローを以下に示す。

ア 発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合



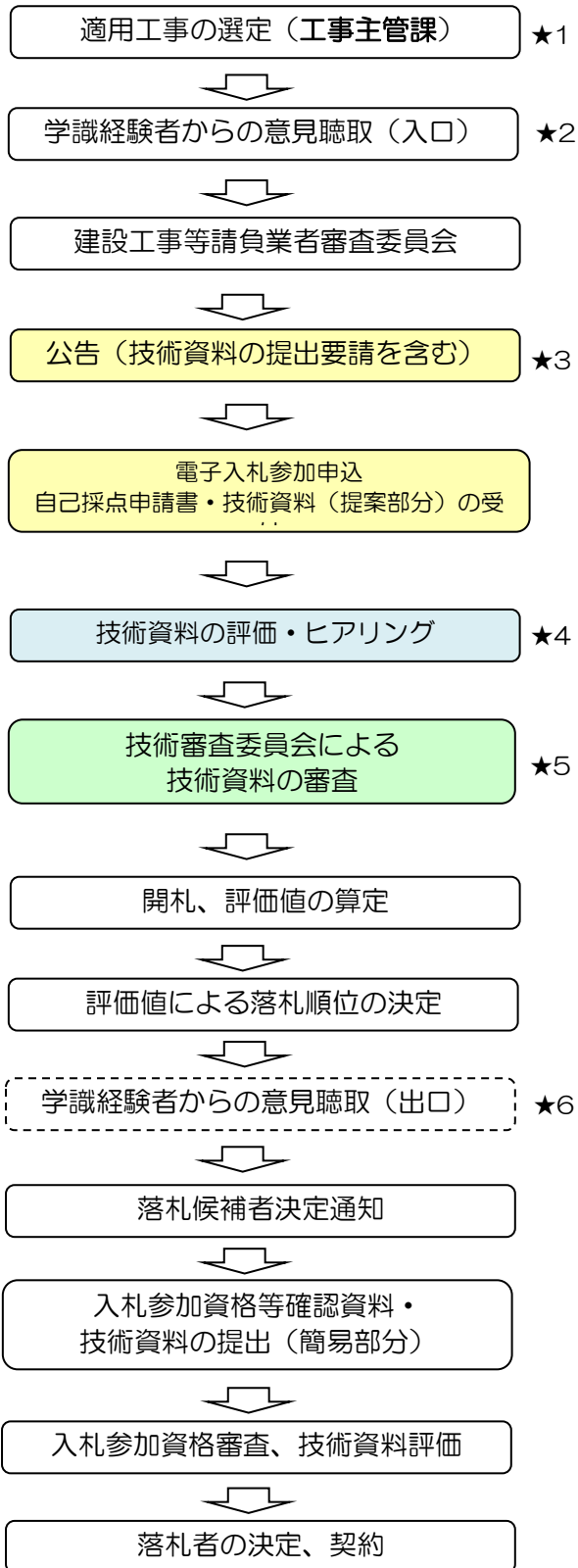
○ 標準的な所要日数

「入札公告」から「入札」までの期間 : 「簡易型」10日～15日 「技術提案型」15日～20日

「入札」から「落札者決定」までの期間 : 3日～6日

*各委員会の開催日程による影響は考慮していない。所要日数には、土・日曜日、祝日等は含まない。

イ 自己採点併用発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合



- ★1 総合評価方式による工事及び評価方法・評価項目・配点案の作成
- ★2 落札者決定基準、意見聴取（出口）の必要性について、学識経験者からの意見聴取を行う。
- ★3 公告文に総合評価方式入札説明書を添付
- ★4 ヒアリングは、必要に応じて実施する。
- ★5 上尾市総合評価落札方式による競争入札技術審査委員会による審査。
ただし、簡易型の場合は技術審査委員会ではなく**工事主管課**で技術資料の審査を行う。
- ★6 学識経験者の意見聴取（出口）を行う場合、学識経験者から意見があった、あるいは、疑義が生じた際は、必要に応じて技術審査委員会を開催し、対応について協議を行う。

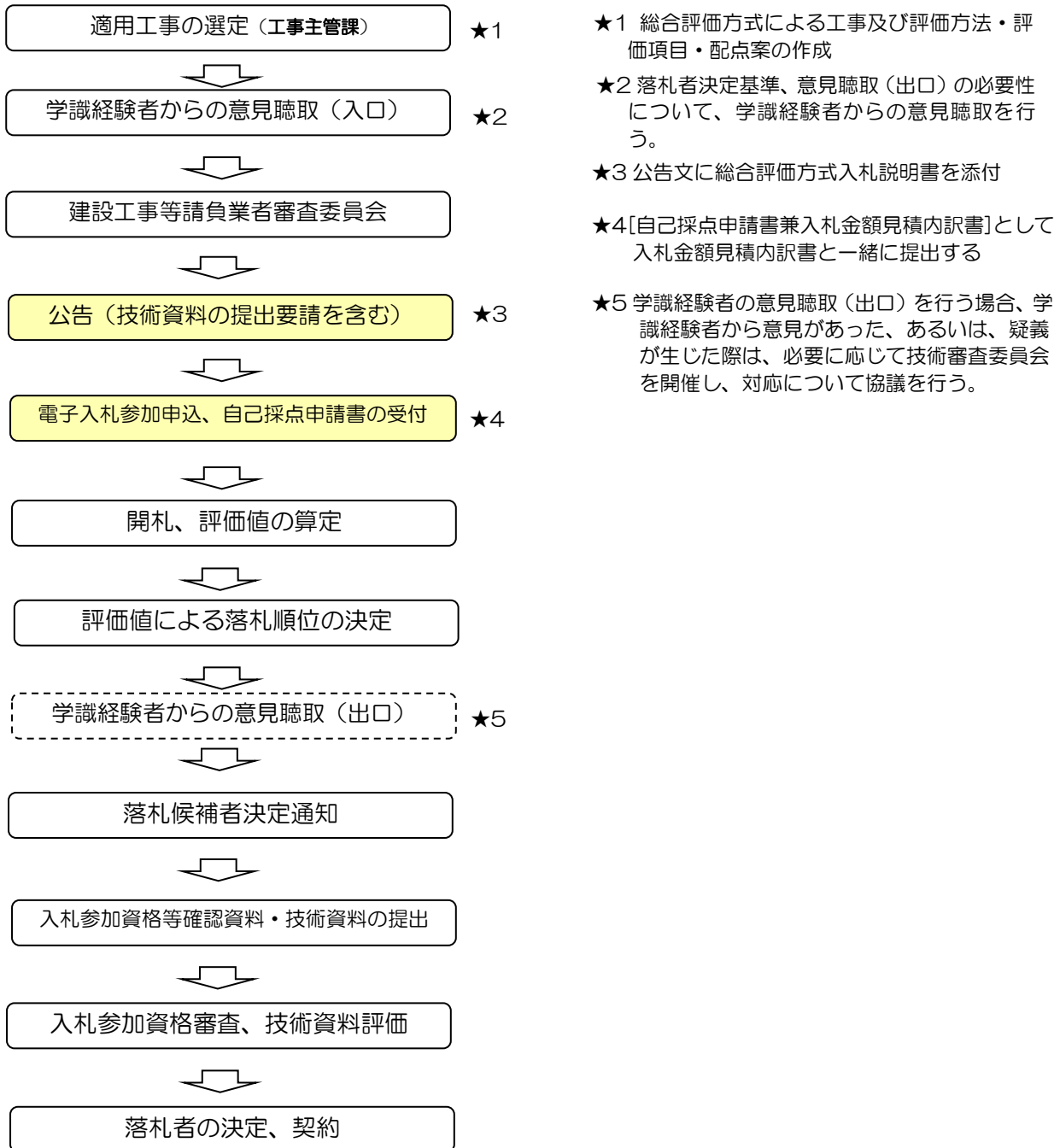
○ 標準的な所要日数

「入札公告」から「入札」までの期間 : 「簡易型」10日～15日 「技術提案型」15日～20日

「入札」から「落札者決定」までの期間 : 3日～6日

*各委員会の開催日程による影響は考慮していない。所要日数には、土・日曜日、祝日等は含まない。

ウ 自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）の場合



○ 標準的な所要日数

「入札公告」から「入札」までの期間 : 「簡易型」10日～15日 「技術提案型」15日～20日

「入札」から「落札者決定」までの期間 : 3日～6日

*各委員会の開催日程による影響は考慮していない。所要日数には、土・日曜日、祝日等は含まない。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目一覧表

評価項目及び配点等については、下表を標準とする。

種別	評価項目		配点	技術提案型		評価項目 選択型	簡易型			
	大項目	小項目		A タイプ	B タイプ		標準パッケージ			
							土木 I型	土木 II型	建築 型	設備 型
必須 評価 項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	-	-	◎	◎
		(イ) 施工実績	1	※1	※1	※1	◎	◎	※1	※1
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(イ) 施工経験	1	※1	※1	※1	-	-	※1	※1
	エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	5	◎ ※3	○	-	-	-	-	-
		(イ) 品質管理の適切性	5		○	-	-	-	-	-
		(ウ) 安全管理の適切性	5		○	-	-	-	-	-
		(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性	5		○	-	-	-	-	-
	オ 定量的技術提案	(ア) 技術提案	6	-	◎	-	-	-	-	-
		(イ) 技術提案を実現するための方法	4	-	◎	-	-	-	-	-
	カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札参加停止措置	-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(イ) 総合評価の不履行		-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(ウ) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外		-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
選択 評価 項目	キ 企業の技術能力	(ア) 新製品・新技術の活用	1	○	○	○	◎	-	-	-
		(イ) 優秀工事表彰	1.5	○	○	○	◎	◎	◎	◎
		(ウ) ISO9001の取得	1	○	○	○	◎	-	◎	◎
		(エ) 登録基幹技能者の配置	0.5	○	○	○	◎	-	-	-
		(オ) 労働災害防止対策	1	○	○	○	-	-	-	-
	ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	3	○	○	○	-	-	-	-
		(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	3	○	○	○	-	-	-	-
		(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	3	○	○	○	-	-	-	-
		(エ) 保有する資格	1	○	○	○	◎	◎	-	-
		(オ) 優秀技術者表彰	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎
		(カ) 継続教育（CPD）への取組	1	○	○	○	◎	-	-	-
	ケ 企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	1	○	○	○	◎	◎	-	◎
	コ 企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	1.5	○	○	○	◎	◎	-	◎
(イ) 除雪実績		1	○	○	○	◎	◎	-	-	
(ウ) 障害者雇用		1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
(エ) CO2削減対策		1	○	○	○	◎	-	◎	◎	
(オ) SDGsへの取組		0.5	○	○	○	○	○	○	○	
サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	1	○	○	○	◎	-	◎	◎	
	(イ) 多様な働き方実践企業の認定	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
	(ウ) 4週8休を確保した工事実績	0.5	○	○	○	-	-	-	-	
シ 生産性の向上	(ア) ICT活用工事の実施	2	○	○	○	-	-	-	-	
ス その他	(ア) 市内下請の選定	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
	(イ) 建設資材県産品の選定	1	○	○	○	◎	◎	-	-	
必須評価項目の合計点数の最大値（選択評価項目を除く）				26.0	16.0	6.0	21.5	16.0	13.5	16.0

※1 … (ア) (イ) どちらかを選択する

※2 … 建築工事においては、原則適用しない

※3 … エ (ア) ~ エ (エ) から1項目以上選択する

◎ … 必ず設定する評価項目

○ … 選択できる評価項目

- … 選択できない評価項目

(2) 評価項目・配点等に係る注意事項

ア 評価項目

技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）と評価項目選択型については、必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目の中から原則1つ以上の評価項目を選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない評価項目（一般競争入札等で入札参加条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な評価項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

イ 配点

配点は、前頁「(1) 評価項目一覧表」に記載されている配点を標準とする。

なお、50.0点を上限値とする。

ただし、技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）と簡易型（評価項目選択型）では、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高くないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

ウ その他

技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとする。なお、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。

(3) 評価項目（技術提案型・簡易型共通）

ア 企業の技術能力

当該項目においては、ア（ア）工事成績評定・ア（イ）施工実績のうちどちらか一方を選択する。

ア（ア）工事成績評定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)工事成績評定※ ¹	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が82.0点以上	2.0	/2.0
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が81.6点以上 82.0点未満	1.9	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が81.2点以上 81.6点未満	1.8	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が80.8点以上 81.2点未満	1.7	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が80.4点以上 80.8点未満	1.6	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が80.0点以上 80.4点未満	1.5	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が79.6点以上 80.0点未満	1.4	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が79.2点以上 79.6点未満	1.3	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が78.8点以上 79.2点未満	1.2	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が78.4点以上 78.8点未満	1.1	
	本市発注工事の過去2年度間※ ² の平均点が78.0点以上 78.4点未満	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない	0	

※¹ 当該工事の発注業種（29業種）と同業種の過去の本市発注工事の成績評定を原則対象とする。

ただし、発注者は「複数の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。

※² 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

なお、発注者は工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

【補 則】

○合併の取り扱い

合併した企業の評価については、すべての企業の成績の平均を評価する。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価する。

○JV（特定・経常）で入札に参加する場合の「工事成績評定」について

各構成員が、単独及び代表構成員として施工した工事の「工事成績評定」の平均点を評価対象とする。その他の構成員や下請けとして施工した工事のものは評価しない。

ア（イ）施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)施工実績※ ¹	過去10年度間※ ² に市内※ ³ において類似の公共工事の施工実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

当該項目においては、ア（ア）工事成績評定・ア（イ）施工実績のうちどちらか一方を選択する。

※1 JV（特定・経常）での工事成績評定・施工実績は代表構成員の場合のみ評価の対象とする。

※2 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象。発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※3 特殊工事等においては、市内の条件を省くことができる。

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)災害防止活動等の協定※ ¹	本市と協定を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※¹ 本市と以下のいずれかの協定を結んでいること。

- ・「災害被害対応に関する防災協定書」
- ・「大雨時における応急対策業務に関する協定書」
- ・「大雨時における水防活動に関する協定書」
- ・「災害時における応急対策に関する協定書」
- ・「大雨時における内水対応協定書」

イ（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)災害防止活動等の実績※ ¹	本市内において、過去2年度間に本市の求めにより災害防止や復旧への協力活動を行った。※ ²	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※¹ 評価対象となる災害防止活動等は、市と締結した災害時の活動に関する各協定書に基づく要請を受け、実施した活動等とする。

※² 活動日が2年度間に跨る場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

ウ 配置予定技術者の技術能力

当該項目においては、ウ（ア）工事成績評定・ウ（イ）施工経験のうちどちらか一方を選択する。

ウ（ア）工事成績評定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)工事成績評定※1、 ※2	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が82.0点以上	2.0	/2.0
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が81.6点以上 82.0点未満	1.9	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が81.2点以上 81.6点未満	1.8	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が80.8点以上 81.2点未満	1.7	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が80.4点以上 80.8点未満	1.6	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が80.0点以上 80.4点未満	1.5	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が79.6点以上 80.0点未満	1.4	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が79.2点以上 79.6点未満	1.3	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が78.8点以上 79.2点未満	1.2	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が78.4点以上 78.8点未満	1.1	
	本市発注工事の過去2年度間※3の平均点が78.0点以上 78.4点未満	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない	0	

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事。
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事。

なお、JV（特定・経常）工事における実績は、代表構成員のもののみを評価対象とする。

※2 過去に従事した、全ての業種（29業種）の本市発注工事の成績評定を対象とする。

ただし、発注者は当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。

※3 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数について

配置予定技術者は、3名まで候補者を挙げるができる。

配置予定技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「配置予定技術者の技術能力」に係る技術資料を作成すること。

この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○配置予定技術者の配置不可

落札候補者決定通知を受けた時点において、配置予定技術者を先に落札した他の工事に配置したため、当該工事に配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」により配置予定技術者の配置ができなくなった旨を通知することができる。詳細は「配置予定技術者の配置不可通知」（参考資料編）の注意書きを参照のこと。

○配置技術者について

受注者は、配置予定技術者として技術資料に記載した者を、契約後、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。

なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事については、工場製作のみの期間の配置予定技術者の配置は求めない。

○配置技術者の途中交代について

配置技術者の途中交代は、原則認めない。

ただし、交代が求められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

①受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

②その他

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

受注者は、配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上※の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで、配置予定技術者を選任するものとする。

※同等以上とは、「配置予定技術者の技術能力」の合計点以上。候補者を複数挙げている場合は、合計点が最も低い者の点数以上

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価する。

ウ（イ） 施工経験

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)施工経験※ ¹	過去10年度間※ ² に類似※ ³ の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

- ※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。
- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事。
 - ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事。
- なお、JV（特定・経常）工事における実績は、代表構成員のもののみを評価対象とする。
- ※2 発注者は工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- ※3 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

【補 則】

- 配置予定技術者の候補者数、配置不可について
「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。
- 配置技術者の配置、途中交代について
「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。
- 過去に在籍していた会社での実績の取扱い
配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。
ただし、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としない。

エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】

エ（ア）～（エ）工程管理の適切性ほか

評価項目※1	評価基準	配点	得点※3
(ア)工程管理の適切性※2	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	/5.0
(イ)品質管理の適切性※2	良質な材料の調達、現場条件に応じた施行方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	/5.0
(ウ)安全管理の適切性※2	安全管理を高めるための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5.0	/5.0
(エ)発注者が指定した課題への対応の的確性※2	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5.0	/5.0

※1 技術提案型Aタイプの場合は、工事内容、課題等に応じ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)から必ず1項目以上を設定する。

※2 「類似」の要件は発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

※3 採点については、次式のとおり加点対象提案数に応じた得点とする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{加点対象提案数計} / \text{求める提案数計})$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め)

【補 則】

○技術提案における評価点の算出方法について、評価点の計算例を以下のとおり示す。

【計算例】

(ア) 工程管理の適切性 (配点5.0点)

求める工夫2つの場合

①●●●●の工夫 (←加点対象提案数3つ/求める提案数3つ)

②●●●●の工夫 (←加点対象提案数1つ/求める提案数3つ)

得点 = 配点 × (加点対象提案数計/求める提案数計)

$$= \text{配点}5.0\text{点} \times (\text{加点対象提案数計}4\text{つ} / \text{求める提案数計}6\text{つ})$$

$$= 3.33 \div 3.3\text{点} \text{ (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め)}$$

(エ) 発注者が指定した課題への対応 (配点5.0点)

求める工夫1つの場合

①●●●●の工夫 (←加点対象提案数3つ/求める提案数3つ)

得点 = 配点 × (加点対象提案数計/求める提案数計)

$$= \text{配点}5.0\text{点} \times (\text{加点対象提案数計}3\text{つ} / \text{求める提案数計}3\text{つ})$$

$$= 5.0\text{点}$$

※ 得点の計算は評価項目ごとに行う。(上記(ア)(エ)を合算した計算はしない)

※ 提案数の上限は入札説明書に記載する。

○提案内容の評価について

提案内容の評価は、以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とする。

- 1 求める提案数を超えていない。
(提案順に評価し、求める提案数を超える提案は評価しない。)
- 2 設計仕様書(目的物)を変更しない。
- 3 設計図書に計上されていない。
- 4 求める工夫に該当する。
- 5 同趣旨の提案が他にない。(同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと。)
- 6 受発注者の判断で実現可能である。
(警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である。)
- 7 受注者が主体的に取り組むべき事柄である。
- 8 関係法令・基準等に抵触していない。
- 9 独自の提案である。
(設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである。)
- 10 提案の内容が具体的である。(方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等)
- 11 具体的な効果が確認できる。(提出資料のみで確認できること。)
- 12 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない。
- 13 加点しない特段の理由が見当たらない。

オ 定量的技術提案【技術提案型Bタイプに適用】

オ（ア）技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点 ^{※1}
<p>(ア)技術提案</p> <p>工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。</p> <p>(工事目的物の性能、機能の向上に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造提案の走行騒音の低減量 ・建物構造提案の構造強度の増加量 ・ポンプ構造提案の排水能力量の増加量 等 <p>(社会的要請への対応に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他） 	<p>提案数値</p> <p>による</p> <p>定量評価</p>	6.0	/6.0

※1 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。

ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$\text{（得点）} = 6.0\text{点} \times \frac{\text{（提案値）} - \text{（標準値）}}{\text{（最高提案値）} - \text{（標準値）}}$$

オ（イ）技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点 ※3、※4
(イ)技術提案を実現するための方法 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け等	現地の条件※1に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4.0	/4.0
	現地の条件※1に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2.0	
	適切な方法は示されていないが実現が見込まれる。	1.0	
	上記に該当しない※2	0	

※1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等。

※2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなきは、オ（ア）の技術提案の得点を0点とする。

※3 「オ（イ）技術提案を実現するための方法」の配点は、「オ（ア）技術提案」が満点（6点）のときの点数であるため、オ（ア）の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、オ（イ）の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

（別表）により補正した各社の得点は、小数点以下第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位止めとする。

※4 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

（別表）

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0.25
25%以上50%未満	0.50
50%以上75%未満	0.75
75%以上	1.00

※オ（ア）技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

【補 則】

○技術提案を実現するための方法の得点の補正例

技術提案の得点 4.0点、技術提案を実現するための方法の得点 2.0点の場合。

上記別表から 4.0点（得点率67%） ⇒ 補正係数 0.75

$$2.0 \text{ 点} \times 0.75 = 1.5 \text{ 点} \text{ となる。}$$

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）～（ウ）入札参加停止措置ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア)入札参加停止措置※1、※2	過去2年度間に「上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(イ)総合評価の不履行※1、※2	過去2年度間の総合評価方式による市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(ウ)暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外※1、※2	過去2年度間に「上尾市の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

キ 企業の技術能力

キ（ア）新製品・新技術の活用

評価項目	評価基準 ^{※4}	配点	得点
(ア)新製品・新技術の活用	自社 ^{※1} の製品や技術を国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS） ^{※2} に登録している。	1.0	/1.0
	自社 ^{※1} の製品や技術を県の新製品・新技術紹介制度 ^{※2} に登録している。		
	令和3年度まで実施していた県のNew-ProTech制度（新製品・新技術マッチングモデル事業） ^{※3} に採用され、有効性が確認されている又はNETISに登録 ^{※4} のある製品・技術を選定する。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札参加者が、当該製品・技術を登録するに当たっての「開発会社」に相当し、当該製品・技術を使用する権限を有しているものとする。

※2 入札公告日時点において、NETISや県の新製品・新技術紹介制度に登録しているものとする。

なお、「新製品・新技術紹介制度」の登録状況については、県建設管理課のホームページを参照のこと。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/singijutu-top.html>）

※3 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価の対象とする。

入札公告日時点において「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価対象とする。ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術（掲載期間は評価を通知した翌年度から5年度間）は評価対象としない。

「新製品・新技術マッチングモデル事業」の事後評価結果については、埼玉県総合技術センターのホームページを参照のこと。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/new-protech.html>）

※4 [有用な新技術の活用]

本発注工事において「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載された有用な新技術を活用する場合、加点点評価する。

有用な新技術とは、「公共工事等における新技術活用システム」において、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少実績優良技術に指定された技術（NETIS登録画面の「技術の位置付け」の各項目のいずれかに星マーク

（★）のあるもの）で「NETIS新技術情報提供システム」に掲載されているもの。

有用な新技術の活用においては、特記仕様書で実施を求められた技術については、評価しない。

公告日より前にNETISから削除された技術については、評価しない。

※5 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

キ（イ）優秀工事表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(1)優秀工事表彰	過去3年度間に上尾市建設工事優秀建設業者表彰を受けたことがある。	1.5	/1.5
	過去3年度間に当該工事と同じ分野 ^{※1} で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.0	
	過去3年度間に当該工事と同じ分野 ^{※1} で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	0.5	
	上記のいずれにも該当しない。	0	

※1 当該工事と同じ分野とは、土木、建築、設備の3分野とする。

※2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

キ（ウ）ISO9001の取得

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ)ISO9001取得 [※]	ISO9001を取得している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得しているものとする。

キ（エ）登録基幹技能者の配置

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ)登録基幹技能者の配置 ^{※1、※2、※3}	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）を除く）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置する。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 評価対象とする登録基幹技能者は、補則「登録基幹技能者種別一覧」のとおりとする。

※2 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を配置する場合に評価する。

※3 本工事費内訳書又は工事数量総括表にない工種を技術資料に記載した場合は、評価しない。

【補 則】

○登録基幹技能者について

登録基幹技能者とは、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）により、工事現場において基幹的な役割を担う技能者で国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。

○登録基幹技能者種別一覧表（参考）

（令和4年12月28日現在）

No.	登録基幹技能者の種類
1	登録電気工事基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者
3	登録造園基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者
5	登録防水基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者
8	登録左官基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者
11	登録PC基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者
15	登録配管基幹技能者
16	登録鳶・土工基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者
21	登録建築板金基幹技能者
22	登録外壁仕上基幹技能者
23	登録ダクト基幹技能者
24	登録保温保冷基幹技能者
25	登録グラウト基幹技能者
26	登録冷凍空調基幹技能者
27	登録運動施設基幹技能者
28	登録基礎工基幹技能者
29	登録タイル張り基幹技能者
30	登録標識・路面標示基幹技能者
31	登録消火設備基幹技能者
32	登録建築大工基幹技能者
33	登録硝子工事基幹技能者
34	登録ALC基幹技能者
35	登録土工基幹技能者
36	登録ウレタン断熱基幹技能者
37	登録発破・破碎基幹技能者
38	登録建築測量基幹技能者
39	登録解体基幹技能者
40	登録圧入工基幹技能者
41	登録送電線工事基幹技能者
42	登録さく井基幹技能者

○評価の対象

上表に関わらず、公告日時点において、建設業法施行規則第18条の6の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録基幹技能者を評価対象とする。

キ（オ）労働災害防止対策

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入 ^{※1} している。	1.0	/1.0
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入 ^{※1} している	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が加入又は導入しているものとする。

※2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

【補 則】

○建設業労働災害防止協会について

建設業労働災害防止協会は、労働災害防止団体にに基づき設置された、厚生労働省所管の特別民間法人。建設業従事者に対する労働災害に関する注意喚起のほか、労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育も行っている。

○建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）について

COHSMS とは、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況を、コスモス認定基準に従って評価し、同基準に適合している場合に、適合していると認定されているもので、そのCOHSMS の有効期間は、認定日から3年間である。

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（ア）～（ウ）技術者の専門技術力（ヒアリング）ほか

評価項目 ^{※1}	評価基準	配点 ^{※3}	得点
(ア)技術者の専門技術力 ^{※2} (ヒアリング)	過去に経験した同種工事について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が具体的に説明できる。	3.0	/3.0
(イ)当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	3.0	/3.0
(ウ)技術者の対応能力 (ヒアリング)	当該工事について近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	3.0	/3.0

※1 (ア)、(イ)、(ウ)については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。

※2 以下の①又は②の条件を満たす場合、この評価項目を設定する。

①「配置予定技術者の過去に経験した工事を入札公告上の参加資格要件とした」

②「総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した」

※3 採点に当たり技術者の評価に優劣が見られる場合、中間の得点を与えることができる。

ク（エ）保有する資格

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ)保有する資格※1	1級●●施工管理技士※2、1級建築士※2、技術士（●●部門）※2又は専門資格●●●※3のいずれかを保有している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。

※2 建設業法により、当該工事の発注業種（29業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

ク（オ）優秀技術者表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ)優秀技術者表彰 ※1、※2	過去5年度間に次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 過去に在籍していた会社での実績も評価対象となる。

※2 JV（特定・経常）での表彰も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

ク（カ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(カ)継続教育（CPD）への取組※1、※2	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0	/1.0
	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 過去に在籍していた会社での実績も評価対象となる。

※2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

【補則】

○継続教育（CPD）の学習履歴証明書を発行している団体の一例

建設系CPD協議会（団体独自で証明書を発行）

団体名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）空気調和・衛生工学会	50ポイント／年
（一財）建設業振興基金	12単位／年
（一社）建設コンサルタンツ協会	50単位／年
（一社）交通工学研究会	50単位／年
（公社）地盤工学会	50ポイント／年
（一社）森林・自然環境技術者教育会	20CPD時間／年
（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50単位／年
（一社）全国測量設計業協会連合会	20ポイント／年
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット／年
（一社）全日本建設技術協会	25単位／年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD時間／年
（公社）土木学会	50単位／年
（一社）日本環境アセスメント協会	50単位／年
（公社）日本技術士会	50CPD時間／年
（公社）日本建築士会連合会	12単位／年
（公社）日本コンクリート工学会	協会独自による証明は行わない
（公社）日本造園学会	50単位／年
（公社）日本都市計画学会	50単位／年
（公社）農業農村工学会	50単位／年

建築CPD運営会議（運営会議名にて証明書を発行）

団体名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）日本建築士会連合会	12認定時間／年 （12団体の合計）
（一社）日本建築士事務所協会連合会	
（公社）日本建築家協会	
（一社）日本建設業連合会	
（一社）日本建築学会	
（公社）空気調和・衛生工学会	
（一社）建築設備技術者協会	
（一社）電気設備学会	
（一社）日本設備設計事務所協会	
（一財）建設業振興基金	
（公財）建築技術教育普及センター	
（一社）日本建築構造技術者協議会	

○継続教育（CPD）の評価方法

- ・入札参加者から提出された、団体等が発行した配置予定技術者の継続教育（CPD）の学習履歴を証明する証明書の写し（当該団体等の推奨単位が確認できる資料を含む）により、配置予定技術者の学習履歴の取得単位と当該団体等の推奨単位を確認する。
- ・推奨単位に「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とする。
- ・継続教育（CPD）の証明期間は、過去1年度間（公告日が令和5年7月～令和6年6月の場合、令和4年4月1日～令和5年3月31日）であることを確認する。

ケ 企業の地域精通度

ケ（ア）地理的条件

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)地理的条件	上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された本店の所在地が市内である	1.0	/1.0
	上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された営業所又は支店の所在地が市内である。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)企業の社会的貢献の実績 （施設管理への協力活動・研修）	過去2年度間に本市における施設管理への協力活動 ^{※1} の実績が2分類以上ある。	1.5	/1.5
	過去2年度間に本市における施設管理への協力活動 ^{※1} の実績が1分類ある。	1.0	
	過去1年度間における本市が推進する施策に係る研修 ^{※2} への参加実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 過去2年度間における本市施設の管理に関する協力活動。道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の活動で、本市と企業との協定書、感謝状等により実施を確認できるもの。

なお、実績は企業単体で実施したものを原則評価対象とする。

本市施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類される。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価する。

※2 該当する研修については、契約検査課のホームページにて公表する。

(<https://www.city.ageo.lg.jp/page/297880.html>)

※3 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（イ）除雪実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)除雪実績 ^{※1}	過去5年度間に本市で除雪の実績 ^{※1} がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 本市の発行する「防災協定活動報告書」（除雪分）の対象であること。

コ（ウ）障害者雇用

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ)障害者雇用※1	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に1ポイントを加えた率で障害者を雇用している。	1.0	/1.0
	法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日の直前の6月1日現在において、障害者（常用労働者）を雇用しているものとする。

※2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（エ）CO2削減対策

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ)CO2削減対策※1	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「ISO14001」 ・「エコアクション21認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けているものとする。

【補則】

○エコアクション21認証・登録制度について

環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインにもとづく制度。

詳細は、一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページを参照のこと。

(<https://www.ea21.jp/>)

○埼玉県エコアップ認証制度について

県が事業者のCO2削減取組を認証する制度。

詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html>)

コ（オ）SDGsへの取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ)SDGsへの取組※1	埼玉県SDGsパートナーに登録している。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県SDGsパートナーに登録されている場合に評価する。

【補則】

○「埼玉県SDGsパートナー」について

「埼玉県SDGsパートナー」は、SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業・団体等を県が登録する制度です。

詳細は、県計画調整課「埼玉県SDGsパートナー」ホームページを参照のこと。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去2年度間に、連続した3日以上インターンシップの受入れ実績がある。	1.0	/1.0
	過去2年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

【補則】

○「インターンシップの受入れ実績」の評価対象について

インターンシップの受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし、学校と企業との協議のうえ実施されたものを評価対象とする。

① 以下の学生・生徒を対象としたものであること。

大学（大学院、短期大学を含む）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部）

ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。

また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は対象としない。

② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるものであること。

③ 市内企業（市内に本店を有する企業）が受け入れた実績であること。

○「現場見学会の受入れ実績」の評価対象について

現場見学会の受入れ実績は、上記①～③全ての条件を満たし、学校と企業との協議のうえ実施されたものを評価対象とする。

サ（イ）多様な働き方実践企業の認定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 多様な働き方実践企業の認定※1	埼玉県の「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定（各々プラス評価を含む）を受けている。	1.0	/1.0
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」のシルバー認定（プラス評価を含む）を受けている。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価する。

【補則】

○「多様な働き方実践企業」について

埼玉県では、仕事の子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により男女が共にいきいきと働き続けられる環境づくりに取り組んでいる。

該当する認定基準の数により、「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の3つの認定区分がある。なお、認定を受けている企業で男性の働き方見直しに取り組む企業はプラス評価となる。

詳細は、県・多様な働き方推進課「多様な働き方実践企業認定制度について」ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html>)

サ（ウ）4週8休を確保した工事実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ) 4週8休を確保した工事実績 ※1	過去3年度間に市発注工事において全工期にわたって、4週8休以上を確保する工程管理を行って完成させた。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 「4週8休」とは、契約工期の間、4週間ごとに8日以上 of 休工期（現場において従事する者がいない日）を設けることとする。「4週8休以上」とする施工計画に基づき現場管理を行った工事を評価する。

シ 生産性の向上

シ（ア）ICT活用工事の実施

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) ICT活用工事の実施	ICT施工・3次元化等を全面的に活用する（施工プロセス※1で①～⑤の全て実施する場合）	2.0	/2.0
	ICT施工・3次元化等を一部活用する（施工プロセス※1で①、②、④、⑤を実施する場合）	1.0	
	ICT施工・3次元化等を一部活用する（施工プロセス※1で②、④、⑤を実施する場合）	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 当該工事において、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合に評価する。

【施工プロセス】

- ①3次元起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建機機械による施工
- ④3次元出来高管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

ス その他

ス（ア）市内下請の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)市内下請※1の選定	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を市内業者※2から1社以上選定する。 ・本店の所在地が市内であり、すべて自社で施工する。	1.0	/1.0
	下請負人を使用するが市内業者※2から選定しない。	0	

※1 下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価の対象としない。

※2 市内に本店を有する業者とする。

ス（イ）建設資材県産品の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)建設資材県産品の選定 ※1、※2	資材を建設資材県産品から選定する。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 使用資材品目が多い工事など必要に応じ、建設資材県産品を選定する割合を設定することができる。

※2 県内で1社しか製造していない資材は原則として指定しない。指定する必要がある場合は、使用数量の割合設定等を行うことができる。

6 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。

【補 則】

○入札説明書に明示すべき事項の例

- 工事の概要
- 総合評価方式の型
- 採点方式
- 自己採点申請書
- 総合評価に関する事項
 - ・ 評価の方法
 - ・ 評価値の算出方法
 - ・ 見なし評価
 - ・ 1/3失格基準
 - ・ 落札者（落札候補者）の決定方法
 - ・ 配置予定技術者の配置不可通知
 - ・ 技術資料の内容の不履行について
 - ・ 技術資料の虚偽記載について
 - ・ 不服の申出について
 - ・ 不適正な事項に対する措置について
- 技術資料の提出
- 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
- ヒアリング
- 落札者の決定通知
- 評価状況に関する情報提供
- 実施上の留意事項
- その他
- 評価基準及び提出資料
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 提出資料
 - ・ 配点
 など

※採点方式により必要な事項を記載する。

※案件ごとの入札説明書を確認し入札に参加すること。

7 技術評価

(1) 技術資料の記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料（様式）は、添付資料及び各種データ等により記載事項を確認する。

【補 則】

○技術資料提出後の入札参加者からの申し出による修正

技術資料提出後の技術資料の修正や追加提出は、認めない。

(2) 評価値の算出

ア 評価値の計算方法

評価値の計算方法については、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格（億円）}}$$

- ・技術評価点 標準点に加算点を加えたもの
- ・標準点 原則として100,000点
- ・加算点 審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。
小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。
- ・入札価格は税抜きとする。

(イ) 加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100,000 - \text{技術評価点の満点}) - 100,000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・技術評価点 審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値の満点 100,000点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点 = 100,000点 - 技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下4位を四捨五入し、3位止めとする。
小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。
- ・入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとする。

【補 則】

○評価値の表示

<除算方式>

技術評価点を入札価格（単位：億円）で除して、評価値を算出する。評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

例：A社 技術評価点＝110点、入札価格＝1.00億円

B社 技術評価点＝105点、入札価格＝1.10億円

C社 技術評価点＝115点、入札価格＝1.05億円

のとき、評価値は以下のように表示する。

A社 評価値＝110 / 1.00＝110.0000→「評価値＝110.000」落札

B社 評価値＝105 / 1.10＝95.4545→「評価値＝95.455」

C社 評価値＝115 / 1.05＝109.5238→「評価値＝109.524」

<加算方式>

評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

イ 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とし、以下の①から③のとおりとする。

- ①加算点又は技術評価点の上限値は、「5評価項目・配点（2）評価項目イ配点」のとおりとする。
- ②配点の満点が上限値以下の場合は、補正しない。
- ③配点の満点が上限値を超える場合は、補正する。ただし、「カ 企業倫理や信頼性等」の項目は補正しない。

【補 則】

○満点が上限値となるように行う補正の例

技術提案型Bタイプで必須評価項目21.0点、選択評価項目31.5点、配点の合計52.5点として入札を行った場合で、評価の結果、得点の合計点が38.0点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点} &= \text{得点の合計点} \times (\text{上限値} / \text{配点の満点}) \\ \text{(技術評価点)} &= 38.0\text{点} \times (50.0\text{点} / 52.5\text{点}) = 36.2\text{点} \\ & \text{(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止めとする。)} \end{aligned}$$

ウ 不適正な事項に対する措置

- (ア) 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とする。
- (イ) 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は失格とする。
- (ウ) 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- (エ) 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。
- (オ) 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

エ 評価値の決定

上記ア～ウにより評価値を算出するに当たり、「見なし評価」の適用を原則とする。

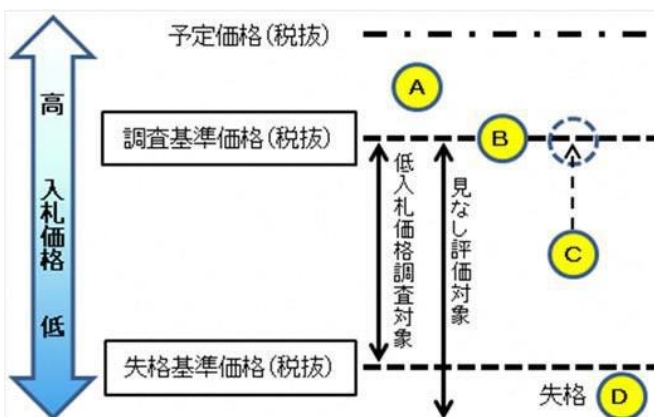
入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する。ただし、契約は入札価格とする。また、「1/3失格基準」を適用する場合は、該当する者を失格とする。

【補 則】

○見なし評価とは

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なしで計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

○見なし評価概念図



C： 入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合に、入札価格を調査基準価格（税抜）として評価値を算定する。

上尾市低入札価格取扱要綱に基づく審査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。

D： 失格基準価格（税抜）を下回った入札は失格とする。

○見なし評価の取りやめ

入札参加条件として入札参加者の本店又は営業所の地域要件を設定しない工事については、見なし評価を取りやめることができる。

○「1/3失格基準」とは

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格とする。

- ①技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効入札参加者の1/3以下。

※ 有効入札参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

- ②技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1/3以下。

なお、有効入札参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

○「1/3失格基準失格基準」の適用について

	自己採点方式 自己採点併用発注者採点方式	発注者採点方式
「見なし評価」 適用する場合	「1/3失格基準」適用しない	「1/3失格基準」適用しない
「見なし評価」 適用しない場合		「1/3失格基準」適用する※

※発注者の判断により「1/3失格基準」を適用しないこともできる。

8 落札者候補者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、上尾市低入札価格取扱運用基準及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者としない。

【補則】

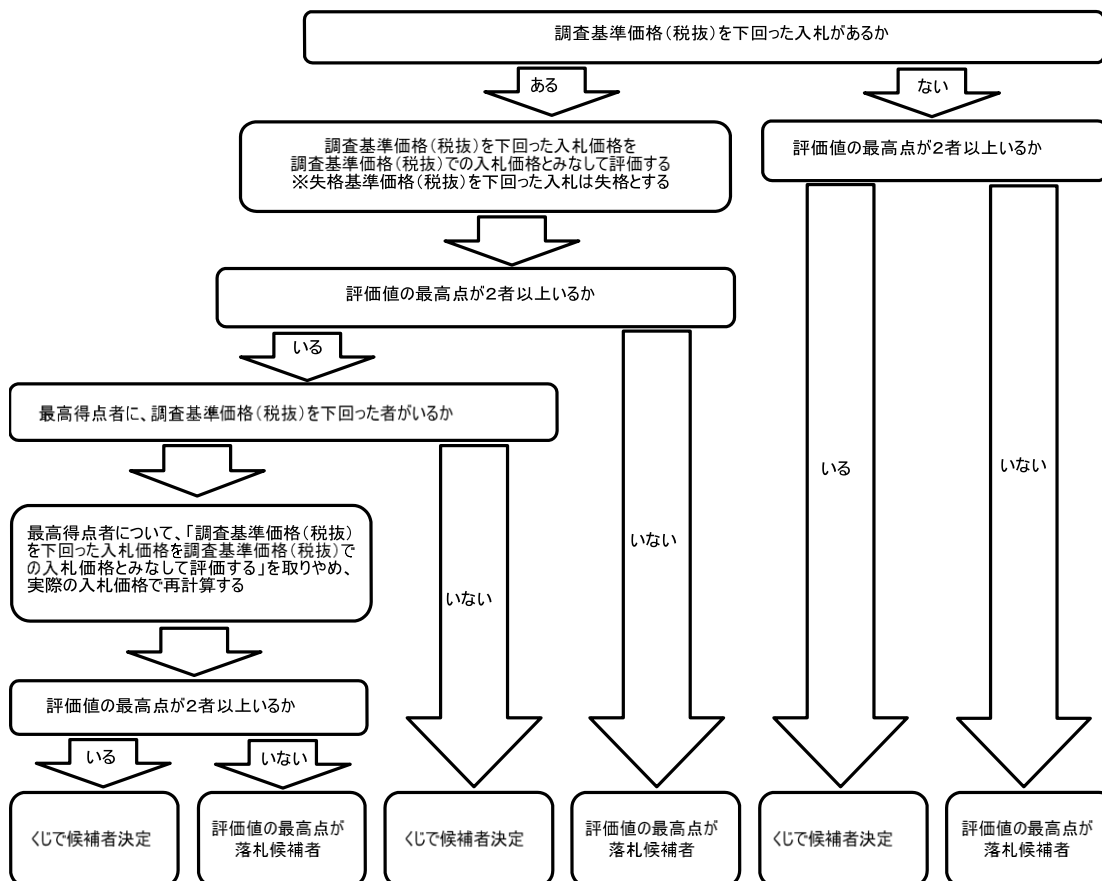
○低入札価格調査制度が適用となった場合の取扱い

上尾市低入札価格取扱運用基準により、原則として調査通知日の翌日から起算して14日以内に低入札価格調査対象者を落札候補者とするか否かを決定し通知する。ただし、閉庁日は含まない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1)において、小数点第3位止めの値で差が付かない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とするが、それでも差が付かずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ評価値を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

落札候補者の考え方（フロー図）

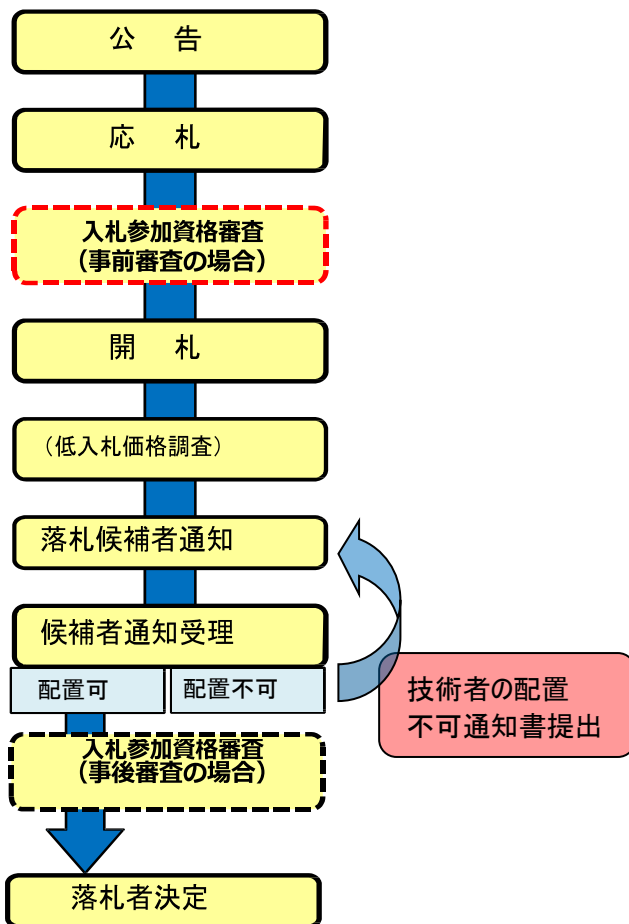


(3) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を通知することができる（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はない。）。

この場合、入札参加資格を満たせなくなった無効として取り扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できない。なお、この取扱いは、市が施行する総合評価落札方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では、応札後の辞退はできない。

<配置予定技術者に係る配置の概念図>



【補則】

○「配置予定技術者に係る配置不可通知書」について

落札候補者通知日の翌日午後5時（閉庁日を除く）までに発注者側契約担当者に通知することにより、当該入札を無効とする。ただし、落札候補者決定通知の受理が午後3時以降の場合は、2日後の午後5時（閉庁日を除く）までとする。

なお、期限後の通知書は受理しない。

通知期限が短いため電子メール、FAXでも仮提出を認めるが、後日正本を提出すること（必ず契約担当者に連絡を入れること）。

受注できる場合は、通知する必要はなく（事後審査の場合）入札参加資格審査を行い落札者決定となる。落札者となり契約後に技術者を配置できない場合は、技術資料の内容を満たすことができないものとしてペナルティの対象とする。

(4) 落札者の決定

上記「8 (1) ~ (3)」により決定された落札候補者について、入札参加資格審査等の結果、入札公告に定めた必要な要件をすべて満たし、無効でない入札をした者を落札者とする。

【補 則】

○電子入札共同システム（入札情報公開システム）による入札結果の公開について

摘要の欄において評価値及び技術評価点を公開すること。電子入札共同システムの入札状況登録の際に評価値、技術評価点の入力や修正が可能である。この値は入札情報公開システムの摘要欄に反映され、入札情報公開システムでも修正が可能である。

入札情報公開システム摘要欄の記載方法：

評価値 ●●. ●●● 技術評価点 ●●. ●

※再度入札（2回目）で落札者が決定した場合は、2回目の評価値等を記載する。

※諸々の理由で入札が失格・無効になった場合、摘要欄に下表のとおり入力すること。

審査（調査）の事項	入札情報公開システムの入力規則
事前審査で欠格の場合	参加資格なし
不適正な事項による失格の場合 ・技術提案型Bタイプにおいて提案値が標準値未満の場合 ・加算点（技術評価点）が0点もしくはマイナスとなった場合 ・技術提案型のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合 ・契約締結前に虚偽記載が判明した場合	技術評価失格
不適正な事項による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制度による失格が重複	技術評価失格
1/3失格基準による失格の場合	1/3該当失格、技術評価点：●●●
1/3失格基準による失格による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制度による失格が重複	1/3該当失格、技術評価点：●●●
（辞退届がある・ないに関わらず） 技術資料の提出があり、入札がない場合	辞退
（辞退届がある・ないに関わらず） 技術資料の提出がなく、入札がない場合	辞退
（辞退届がある・ないに関わらず） 技術資料の提出がなく、入札のみあった場合	技術資料なし
予定価格超過の場合	予定価格超過、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で失格基準価格未満により失格した場合	低入札（価格失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で数値的判断基準により失格した場合	低入札（数値失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で契約条件により失格した場合 （申し出による失格を含む）	低入札（条件失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で基本・詳細調査により失格した場合	低入札（調査失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で工事成績判断基準により失格した場合	低入札（成績失格）、技術評価点：●●●
配置技術者の配置不可通知書の通知を受けた場合	技術者配置無効
事後(ダルト)審査で欠格の場合	参加資格なし
一抜けにより無効の場合	一抜け
自己採点申請書が不備の場合 ・自己採点申請書の未提出 ・入札参加者名なし ・工事名等間違いの場合	自己採点申請書不備

○失格基準価格について

案件管理システムで理由の欄に失格基準価格（税抜）を入力する。

9 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。

10 ペナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受領した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより「上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するのは、アの規定を適用しない。

【補 則】

○不服の申出

受注者は、発注者から様式4「技術資料の確認結果について（通知）」により技術資料の履行がされていない旨の通知を受けたときには、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に発注者に不服を申し出ることができる。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、その結果を様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」により通知する。

○JV工事における「総合評価の不履行」について

総合評価方式によるJV工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった場合は、すべての構成員が「カ（カ）総合評価の不履行」の評価項目での減点対象となる。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

受注者は、このことにより上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、又は変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

【補則】

○不服の申出

受注者は、発注者から契約締結後に様式4「技術資料の確認結果について（通知）」により技術資料に虚偽記載が判明した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に発注者に不服を申し出ることができる。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」

○不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、様式6「不服申出に対する検討結果について（回答）」により通知する。

○虚偽記載の例

(1) 契約締結前に、技術資料に虚偽の記載がある場合

評価項目の力「企業倫理や信頼性等」の各評価項目において、法令違反等の行為があったにもかかわらず、技術資料において、法令違反等の行為がない旨の資料を添付若しくは技術資料の添付を行わなかったもの

(2) 契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合

- ・ 本文10(2)技術資料の虚偽記載 イの場合
- ・ 契約締結前に提出された技術資料が契約締結後に、意図的に虚偽の記載がされたと判明した場合

11 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用により、技術資料の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の10の2及び同規則第12条の4の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- ① 落札者決定基準を定めようとするとき。
- ② ①の意見聴取において、併せて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるか確認し、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

この面接については、個別面接により案件ごとに意見聴取を行い、市における上尾市総合評価落札方式による競争入札に関する要綱に基づき実施する。

12 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、ガイドラインに示す。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において、落札者決定後、速やかに以下の事項について情報公開する。

(ア) 業者名

(イ) 各業者の入札価格

(ウ) 各業者の技術評価点

(エ) 各業者の評価値

また、入札参加者から、発注者あて評価状況に関する情報提供依頼があった場合には、自社の評価項目ごとの評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

【補 則】

○情報提供について

落札者決定通知日の翌日から原則7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」による依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供することとする。

○失格・無効になった者への情報提供について

諸々の理由で入札が失格・無効等※になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しないものとし、その旨を入札説明書に明記する。

※諸々の理由で入札が失格・無効等になった例

- ・ 事前審査で欠格の場合
- ・ 不適正な事項で失格の場合
- ・ 技術資料が提出されたが、入札がない場合
- ・ 技術資料未提出で、入札もない場合
- ・ 技術資料未提出で、入札のみあった場合
- ・ 配置予定技術者の配置不可通知を受けた場合
- ・ 事後（ダイレクト）審査で欠格の場合
- ・ 一抜けにより無効の場合
- ・ 自己採点申請書が不備の場合

なお、「予定価格超過」、「低入札価格調査での失格（価格失格、数値失格、条件失格、調査失格、成績失格）」又は「1/3失格基準による失格」の場合においては、技術評価点を公表しているの
で、評価状況に関する情報提供を行なうことができる。

（参考）「8（5）落札者の決定」【補則】を併せて参照のこと。

○契約締結

契約書には、落札者から提出された技術資料と総合評価方式特記仕様書を添付する。

なお、契約書の作成用を使用するため、落札者に対し落札者決定通知後速やかに、技術評価時に提出されたものと同内容の技術資料を追加提出させること（技術資料を紙提出した場合のみ）。

13 その他

総合評価方式の実施に当たり、このガイドラインに記載のない事項は「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.18」を準用する。

14 様式

このガイドラインに基づき総合評価方式を実施する様式については参考資料編を参照。

改訂履歴

	改訂日	改訂履歴
第1版	平成21年4月	初版発行
第2版	平成23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・総合評価方式のタイプを「特別簡易型、簡易型、標準型」から「簡易型、技術提案型（A、Bタイプ）」に変更
第3版	平成24年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更
第4版	平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・試行から本実施に変更
第5版	平成26年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・企業の社会的貢献度の配点変更等
第6版	平成27年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・企業の社会的貢献度の配点変更等
第7版	平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・企業の技術能力の配点変更等
第8版	平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・標準的な実施手順を自己採点型に変更
第9版	平成30年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・評価項目・配点等に補則の追記等
第10版	令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・評価項目・配点等に補則の追記等
第11版	令和2年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・評価項目・配点等に補則の追記、学識経験者の意見聴取等
第12版	令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・自己採点併用発注者採点方式、評価項目・配点の追記等
第13版	令和4年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更 ・評価方式簡易型・標準パッケージの追加等
第14版	令和5年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改正に伴う変更



上尾市総合評価落札方式活用ガイドライン

発行日 令和5年7月

編集・発行 上尾市総務部契約検査課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
TEL 048-775-5111 (代表)
048-775-5116 (直通)
